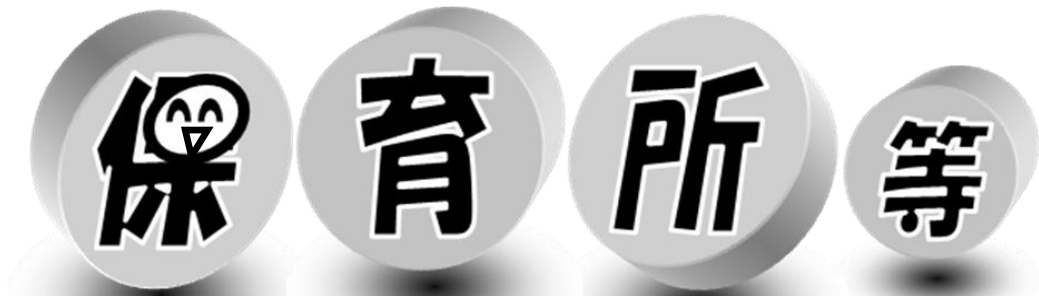
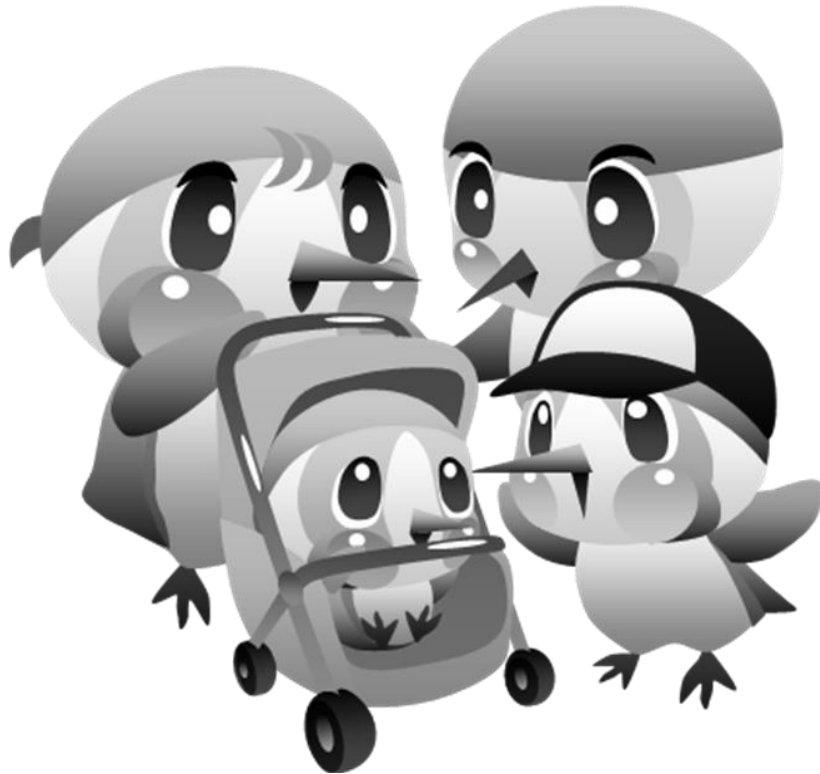


令和5年度



利用のご案内

大切なお知らせです。利用申込みの際は必ずお読みください。



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

令和4年10月発行

綾瀬市役所 保育課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

TEL 0467-70-5615

FAX 0467-70-5701

目次

1	綾瀬市内の保育所等について	P.1
2	利用申込みの流れ	P.2
3	教育・保育給付認定について	P.4
4	幼児教育・保育無償化について	P.5
5	必要書類について	P.6
6	保育を必要とする事由について	P.7
7	利用申込み時の注意事項について	P.9
	*保育コンシェルジュによる相談	P.9
8	郵送申込みについて	P.10
9	利用申込み後の注意事項について	P.11
	*幼稚園・保育所等位置図	P.12
	*綾瀬市認可保育施設一覧	P.13
	*保育所等入所選考基準	P.14
	*保育所等に関するQ&A	P.16
10	利用開始後の注意事項について	P.25
11	変更時の手続き方法について	P.27
12	保育料について	P.29
	*保育料徴収額表	P.33
13	綾瀬市外の保育施設の申込みをする保護者様へ	P.34
14	綾瀬市外に居住している場合の 綾瀬市内の保育施設への申込みについて	P.35
15	ファミリーサポートセンター事業	P.36
16	一時預かりサービス	P.37
17	病児保育施設について	P.38
18	企業主導型保育施設について	P.40
19	市内幼稚園一覧	P.41

1 綾瀬市内の保育所等について

綾瀬市内には、次のような施設があります。これらの施設の利用を希望する場合は次のページ以降の案内に従ってお手続きください。

施設	概要	受入年齢	申請先
認可保育所 認定こども園（保育） 小規模保育施設	仕事や病気などの理由により、保育ができない保護者に代わって就学前までの児童を預かる施設 綾瀬市内には、公立が2園、私立が12園あります	0～5歳児 ※小規模保育施設は2歳児まで	綾瀬市
一時預かり	保護者の疾病、看護、学校行事で一時的に家庭での保育が困難になる場合やリフレッシュ目的で利用できるサービス	0～5歳児	施設
病児保育施設	子どもが病気で保育所や小学校などに通えないが、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭で保育ができない場合、一時的に子どもを預かり、保育を行う施設	1歳児～ 小学6年生	施設
企業主導型保育施設	企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員の他に満3歳児までの地域の子どもを預かる施設	2歳児まで	施設
幼稚園 認定こども園（教育）	学校教育法に基づく「学校」で、小学校以降の学習の基礎を培う教育施設	3～5歳児	施設

○小規模保育施設の卒園後について

小規模保育施設は、2歳児までの利用になります。卒園後は、連携施設への入所を優先して調整します。ただし、定員を超過した場合やほかの施設への入所を希望するときは、利用調整を行います。（通常の保育所の選考と同様、新年度の申込みが必要になります。）

施設名	連携施設
ぽとふ綾瀬	さくらチャイルドセンター・かえでチャイルドセンター
ぽとふ寺尾中	吉岡保育園・綾瀬いずみ保育園
綾瀬っこ保育園	大上保育園・ピッピことりこども園

2 利用申込みの流れ

見学

保育所等の利用を希望している児童を連れて、希望施設へ見学に行くことを推奨しています。その際、保育内容の確認や実費負担等について説明を受けてください。(強制ではありませんが、見学をしていない保育所に入所後、トラブルになることが度々あります。可能な限り、希望する保育施設については見学に行ってください。)

また、特に児童の健康に関することや食物アレルギーについてなど、日常生活の中で留意している点については、施設見学の際に保護者から施設の担当者に必ず説明してください。見学に行く場合は、事前に施設へ電話予約をしてください。

教育・保育給付認定の申請と保育所等利用の申込み

教育・保育給付認定（P. 4 参照）の申請と保育所等利用の申込みは、同時に行っていただきます。綾瀬市役所保育課（市役所窓口棟2階5番窓口）で受け付けます。郵送での申込みも可能です。詳細はP. 10を確認してください。

申込みの際には、P. 6で説明する必要書類をお持ちください。不足書類がある場合は、申し込みを受け付けることができませんので、御注意ください。

締切日は利用希望月によって異なりますので、利用申込みをする場合は、必ず下記の締切日までに手続きください。

利用希望月 (令和5年度)	受付期間	締切日
4月	令和4年10月17日(月)～11月16日(水)	令和4年11月16日(水)
4月2次受付※1	令和4年11月17日(木)～令和5年2月28日(火)	令和5年2月28日(火)
5月以降の月	市役所の開庁日(土日祝日・12月29日～1月3日除く)	希望月の前月の10日※2

※1 4月の2次受付は、1次申込みの利用調整後、なお空きがある保育所等について、利用調整を行います。

※2 上記の締切日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日が締切日になります。

※3 郵送申込みの場合は、締切日必着です。

※4 令和6年4月入所の受付スケジュールは、令和5年秋頃の広報やホームページに掲載します。

★綾瀬市外の保育所等に入所を希望する場合 **※郵送申込み不可**

希望先の保育所等のある市区町村で申込みの可否、締切日、必要書類等を確認して、締切日の10日程前までに綾瀬市の窓口で申込みをしてください。選考結果の通知時期についても、市区町村により異なります。(P. 34 参照)

教育・保育給付認定可否の決定

御提出いただいた書類をもとに、教育・保育給付認定の可否について結果を通知します。

教育・保育給付認定を受けた方には、「支給認定証」を市から交付します。

※書類不備により教育・保育給付認定ができずに利用調整を行えない場合には、事前に保護者に連絡します。

保育所等の利用調整（利用可否の決定）

教育・保育給付認定後に、保育所等の利用可否が決まります。

保育所等の利用可否は、申込みの順番で決まるものではありません。

締切日までに申込みされた方について、利用可否の決定をするにあたり保育の必要性の度合いを点数化（P. 14 参照）し、必要性の高い児童から利用を承認します。希望施設に受入れの余裕がない場合や入所申込者が定員を超えた場合は、利用申込みされても御希望にそえないことがあります。

なお、申込書に記載いただいた希望施設以外は利用調整いたしません。

利用調整結果の通知

原則として、利用希望月の前月の20日前後に判定会を行います。選考の結果、保留の場合は文書で通知します。通知は利用希望月の前月の25日過ぎに郵送で送付します。申込希望月での入所が保留となった場合は、結果通知をお送りしますがそれ以降の月は利用可能になるまでは再通知いたしません。入所が内定した場合、面接の連絡等をするため電話連絡します。

連絡がつかない場合、内定が取消しになることがあります。

※令和5年4月1日利用の調整結果については、待機者も含め申込者全員に令和5年1月上旬までに文書で通知します。

※申込みは取下げの申出がない限り、その年度は有効として取り扱います。（次年度は新たに申込みが必要です。）

面接

調整の結果、内定となりましたら、施設で保育所等の職員と保護者及び児童の面接があります。児童の母子手帳と筆記用具をお持ちの上、必ず児童と一緒に御参加ください。

（このとき、申込みの内容が事実と異なる場合は、内定は取消しになります。）

後日、保育所入所承諾通知書及び保育料決定通知書を送ります。（入所日は、原則として毎月初日です。）

※内定した保育所等の入所辞退は他の方の迷惑となるため、必ず通える園を希望してください。

内定を辞退した場合は、その施設の入所希望は取下げ扱いとなります。（希望している園が、入所を辞退した園のみの場合は申込み自体が取下げとなります。）

施設の利用開始

利用開始当初から慣れない環境で1日過ごすことは、児童にとって大変な負担になります。負担軽減のため、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばしてならしていきます。

ならし保育は利用開始日（毎月1日）から始まり、期間は児童の状況により各施設が判断します。ならし保育の期間中（概ね1～2週間）は児童のお迎えが早くなりますので、御注意ください。 ※ 利用開始日より前に、ならし保育をすることはできません。

●育児休業復帰及び就労予定の場合は、入所月の翌月の14日までに就労を開始してください。また、就労開始後は再度、就労証明書の提出が必要になります。

3 教育・保育給付認定について

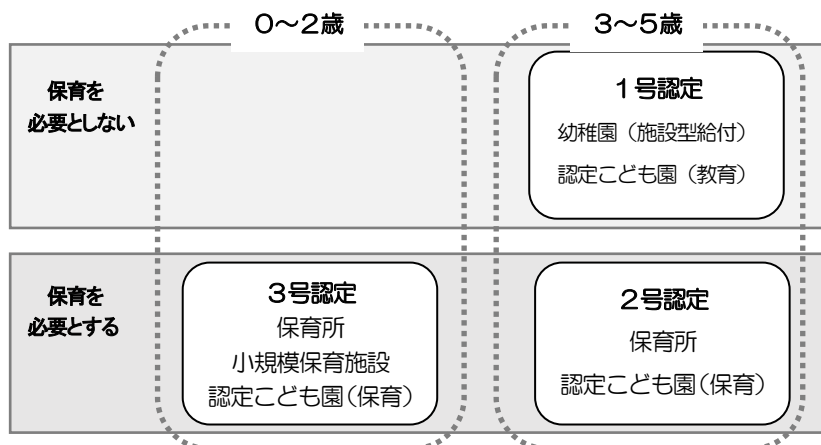
保育所等の利用を希望する場合、綾瀬市から「教育・保育給付認定」を受けていただいております。この「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、区分によって利用できる施設が異なります。

保育所等の利用を希望する方は、「2号」「3号」の認定（保育認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、P.7で案内する「保育を必要とする事由」が必要です。

認定を受けた場合であっても、御希望の施設の空き状況によっては、施設を御利用いただけない場合があります。

≪認定区分≫

- 1号…満3歳以上
・教育標準時間認定
- 2号…満3歳以上・保育認定
- 3号…満3歳未満・保育認定



≪保育の必要量について≫

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その事由により、さらに「保育の必要量」を認定します。区分は次のとおりです

区分	利用できる保育時間				
	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間認定	原則8時間～最長11時間				延長保育 (有料)
保育短時間認定	延長保育 (有料)	施設の定める8時間			延長保育 (有料)

※上記は7:30～19:00を通常開所時間とする場合の保育時間です。11時間、8時間をどの時間帯にするかは、各施設が定めています。(P.13参照)

保育標準時間…主に、フルタイム勤務をしている保護者を想定。1日最長11時間利用可能。

保育短時間…主に、パートタイム勤務をしている保護者を想定。1日最長8時間利用可能。

※綾瀬市では、保育標準時間利用が可能となる就労時間の下限は1ヶ月当たり120時間、保育短時間利用が可能となる就労時間の下限は1ヶ月当たり64時間です。

認定された保育の必要量に応じて保育所等の最大利用可能時間が異なりますが、**保育標準時間、短時間のどちらで認定を受けた場合であっても、保護者が実際に保育を必要とする時間での利用となります。**

教育・保育給付認定の申請後に、認定できるかの審査を行い、結果を通知します。教育・保育給付認定を受けた方には、綾瀬市から「支給認定証」を交付します。

支給認定証は大切に保管してください。また、施設を利用する際には必ず携帯してください。

4 幼児教育・保育無償化について

幼児教育・保育無償化により、3歳児クラス～5歳児クラスの子どもの保育料が0円になります。利用している施設により、申請が必要かどうか異なります。（無償化の詳細は、別冊「幼児教育・保育無償化のご案内」を御覧ください。）

①認可保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業等

○対象者

- ・3歳になった後の4月1日（3歳児クラス）から小学校就学前まで（市民税非課税世帯は0歳から対象）

○無償化の範囲

- ・保育料が無償化。（給食費や行事費などの実費は保護者負担）

○手続き

- ・不要です。

②幼稚園・認定こども園（教育認定）

○対象者

- ・3歳の誕生日の前日（満3歳児）から小学校就学前まで

○無償化の範囲 ★通っている幼稚園によって異なります。

- 施設型給付幼稚園・認定こども園（綾瀬市内であれば、綾瀬中央幼稚園・ドレーパー記念幼稚園・綾瀬ゆたか幼稚園、ピッピことりこども園（教育））

- ・保育料が無償化。（給食費や行事費などの実費は保護者負担）

- 私学助成幼稚園（綾瀬市内であれば、上記の4園以外の幼稚園）

- ・保育料及び入園料（上限額 25,700 円/月）が無償化。（給食費や行事費などの実費は保護者負担）

※預かり保育についても、保育の必要性が認定されている場合は無償化の対象になります。上限額は、450 円×月の利用日数（11,300 円まで）です。

○手続き ★通っている幼稚園によって異なります。

- 施設型給付幼稚園・認定こども園

- ・不要です。（※預かり保育については、施設等利用給付認定を受ける必要があります。）

- 私学助成幼稚園

- ・施設等利用給付認定を受ける必要があります。在籍している幼稚園から申請書を受け取り、幼稚園を通して手続きをしてください。

③副食費の減免について

★年収360万未満相当世帯の子どもと、第3子（保育所及び認定こども園（保育認定）は小学校就学前の子から数えて、幼稚園及び認定こども園（教育認定）は小学校3年生終了前の子から数えて）以降の子どもは、副食（おかず・おやつ等）に係る費用が免除されます。

- ・対象者には個別に通知します。（詳細についても、対象者に通知します。）

・保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園は、支払いが不要です。私学助成幼稚園は一度、施設に給食費を支払い、後日、市へ請求する償還払いになります。（上限額 4,500 円/月）

5 必要書類について

申込みの際には、下の提出書類をお持ちください。

- ① 給付認定申請書
- ② 保育所等入所申込書
- ③ 児童の状況
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類（P. 7 参照）
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる資料（P. 8 参照）
- ⑥ マイナンバー確認資料 ※下記参照

※④～⑥の資料につきましては、以下P. 6～8の説明を御参照ください。

【注意事項】

- ・必ず綾瀬市指定の書類に記入のうえ、御提出ください。
- ・書類の提出後に、確認事項がある場合などは、御連絡いたします。（追加で書類が必要になる場合があります。）
- ・御提出いただいた書類は一切返却できません。必要であれば提出前に御自身でコピーしてください。
- ・消せるボールペン等書き換え可能な筆記具は使用しないでください。
- ・~~代理人が申込む場合は、保育課に必要書類を確認してください。~~

※⑥のマイナンバー確認資料

《対象者》 ◆申請に来た保護者

- ・本人確認として、マイナンバー確認資料と身元（実存）確認資料を御用意ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元（実存）確認ができます。

◆マイナンバー確認資料（正しいマイナンバーであることの確認）

- ・通知カード（令和2年5月24日以前に発行されたもので住民票の住所、氏名と一致しているもの）
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し 等

◆身元（実存）確認資料（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）

下表のAもしくはBを御用意ください。

A 顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）	B 身分証明書（以下の書類から2点）
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書 等	<ul style="list-style-type: none">・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 等

6 保育を必要とする事由について

《対象者》 ◆父 ◆母 ◆内縁の夫・妻 ◆同居している18歳以上（高校生は除く）65歳未満の親族及び同居人

保育を必要とする事由として認められるのは、次の項目です。

- 1 月64時間以上の就労
- 2 下の子の妊娠、出産
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院している親族の介護、看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動（起業準備を含む）
- 7 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）※通信制は除く
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
(育児休業を理由とした新規の入所申込みは不可)
- 10 その他、上記に類する状態として市が認める場合

※P.6「5 必要書類について」の④保育を必要とする事由を確認するための書類

事由	必要書類	保育必要量	認定期間
月64時間以上の就労	就労証明書 (様式1(第2条関係)) ※自営業の方はP.8を参照	月120時間以上の就労 …保育標準時間	証明書にて届出を受けた就労が続いている間
		月120時間未満の就労 …保育短時間	
妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日を記入したページ=P.4の“妊婦自身の記録(1)”)又は、診断書	保育標準時間	原則として出産予定日前6週と産後8週を含む月
保護者の疾病・障がい	主治医の診断書、又は障害者手帳の写し(※)	保育標準時間	診断書などで必要と認める期間
同居又は長期入院している親族の介護、看護	主治医の診断書、又は被介護・看護・付添者の証明書類の写し(※)	保育標準時間	診断書などで必要と認める期間
災害復旧	罹災証明書等事実を証明できる書類	保育標準時間	復旧状況により必要と認める期間
求職活動・起業準備	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況がわかる申立書(任意形式)	保育短時間	原則として3ヶ月
就学(職業訓練校等)	学生証(又は在学証明書)、もしくは職業訓練の受講を説明する証明書と、時間割など就学時間が分かる書類	月120時間以上の就学… 保育標準時間	就学期間中
		月64時間以上120時間未満の就学… 保育短時間	

(※) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証等

※P.6「5 必要書類について」の ⑤該当する場合のみ必要となる資料

対象者の状況	必要書類
自営業・内勤の場合	<p>就労証明書の他に、次のいずれかの書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業届の写し ・営業許可書の写し ・登記事項証明書の写し ・確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・保育所入所確認調書（在住地域の民生委員の記名が必要。福祉総務課：0467-70-5613） ・その他自営（内職）が確認できる書類
<p>申込みをしている児童が、一時預かりサービスを利用している場合</p> <p>※就労等（育休、求職中は除く）で定期的に利用している方が対象</p>	<p>次のいずれかの書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業決定通知書の写し ・一時預かり事業の領収書の写し（施設名、児童名等の記載があるもの）
<p>申込みをしている児童が、すでに認可外保育施設・企業内保育施設などに入所している場合</p>	<p>次のいずれかの書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設の申込契約書 ・月額保育料の領収書の写し（施設名、児童名等の記載があるもの）
生活保護を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者証の写し
<p>離婚等により一方の親が不在の場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）</p>	<p>次のいずれかの書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書の写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
<p>離婚調停中で一方の親が不在の場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）</p>	<p>次のいずれかの書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）
養子縁組を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
令和4年1月2日以降に綾瀬市に転入した方	<p>保育所等入所申込書のマイナンバー（個人番号）の記入が必要</p> <p>※P.6の⑥マイナンバー確認資料を御用意ください。</p>
二世帯住宅（完全別居）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金請求書又は領収書の写し（世帯ごと） <p>※電気代・ガス代・水道代すべてが必要です。</p>
<p>申込児童及び同居家族で障害者手帳等が交付されている場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証等）の写し

7 利用申込み時の注意事項について

- ・ 保育年齢は、0歳児（詳細は、P. 13「綾瀬市認可保育施設一覧」の受入可能月齢を参照）から小学校就学前までの子どもが対象です。保育期間は小学校就学前までです。
- ・ 申込みは、保育課の窓口にお申込みください。
- ・ 申請書類の不足や記名等の不備があった場合、受付することができません。よく確認し、提出してください。修正液（テープ）での訂正では、受付ができません。
- ・ 申請書類の不備がある場合、電話等で問い合わせることがあります。
- ・ お子さんの健康状態や食物アレルギーなどについて、「児童の状況」に詳しく記入してください。
- ・ 一度提出していただいた書類は返却できませんので、他の手続きが必要な場合は、提出前に御自身でコピーをとっておいてください。

保育コンシェルジュによる相談

●保育コンシェルジュとは？

就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談を受けながら、それぞれの御家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行っています。お気軽に御相談ください。

●よくある質問・相談

- ・ 綾瀬市には、どんな保育園や幼稚園があるの？手続きの方法はどうしたらいい？
- ・ まだ仕事をしていないけど、保育園は申込みできるの？
- ・ 育児休業中だけど、保育園の申込みは可能ですか？
- ・ 認可保育園の入所申込みをしたが、保留になってしまった。子どもの預け先を知りたい！
- ・ 週に数回、自分のペースで働きたいけど、預かってもらえるところを知りたい。
- ・ 家族が病気で看病しなければならない。急用のとき、預かってもらえる？
- ・ 子どもを預けてリフレッシュしたい。どこか預かってほしい。

●受付時間・場所 ※事前予約可

相談場所	相談日時
綾瀬市役所 保育課 (窓口棟2階5番窓口) TEL 0467-70-5615	毎週月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の9時~12時15分・13時~16時。
保健福祉プラザ 子育て支援センター (保健福祉プラザ2階) TEL 0467-77-1121	毎週月曜日から土曜日まで(第2土曜日・祝日を除く)の9時30分~12時・13時~16時。

8 郵送申込みについて

窓口での申込みに加えて、郵送での申込みも受け付けています。郵送の申込みをする場合は、次の事項を御確認ください。

1 提出書類について

通常の申込み書類に加えて、本人確認のため次の書類も御提出ください。

- ・マイナンバー確認書類のコピー
- ・身元（実存）確認資料のコピー

※いずれも具体的な書類については、P. 6を確認してください。

2 申込締切

申込みの締切りは窓口受付と同様です。なお、**締切日必着**となりますので、余裕をもって郵送してください。（郵便事故等の責任は負いかねます。）申込書類の送付が締切日直前になる場合には、窓口での申込みをおすすめします。

3 郵送申込みができない場合

綾瀬市外の保育施設の申込み（P. 34参照）については、必要書類等の確認事項があるため郵送での申込みはできません。窓口での申込みをお願いします。

4 申込内容に変更がある場合（P. 11参照）

書類の提出は郵送でも可能ですが、本人確認のため身元（実存）確認資料（P. 6参照）のコピーを同封してください。

5 注意事項

- ・郵送記録が追跡できる**特定記録郵便等での送付を推奨**しています。
- ・普通郵便の場合、翌日配送・土曜日配送の廃止により**発送日から到着日まで1週間ほどかかる場合があります**のでお時間に余裕をもって送付してください。**発送日・消印日に関わらず到着日で処理します。**
- ・不備があった場合は、電話等で連絡の上、追加の書類提出を依頼します。**締切までに追加書類の提出等がなかった場合は、申込みの受付はできません。**いただいた書類については返送させていただきます。（同居人の書類不備など減点で対応できる場合は、減点をしたうえで受付します。）
- ・郵送申請用の封筒及び郵送料については、申請者自身が準備及び負担してください。また、**封筒には申請者の住所及び氏名を記入してください。**
- ・申込書類の郵送請求をする場合は、角二封筒（A4用紙が折らずに入るサイズの封筒）に210円分の切手を張り付けた返信用封筒を保育課まで送付してください。
- ・申込みを受け付けると市から受理通知を送付します。（新年度4月一次申込みの場合は受付番号もお知らせします。）

○郵送先（見本）

〒252-1192

綾瀬市早川550

綾瀬市保育課行 入所申込書類在中

9 利用申込み後の注意事項について

1 申込み内容に変更が生じた場合

変更内容	必要書類
就労の場合	・就労証明書
	・保育所等入所申込書
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
求職活動から就労を開始した場合	・給付認定申請書
	・就労証明書
	・保育所等入所申込書
希望園を変更する場合	・保育所等入所申込書
世帯員の変更の場合	・保育所等入所申込書
	・新世帯員の就労証明書等保育を必要とする事由がわかる書類（P.7 参照）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚により一方の親が不在になった場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	・保育所等入所申込書
	※次のいずれかの書類が必要
	・児童扶養手当証書の写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚調停中で一方の親が不在になった場合（住民登録上の住所地が別になっている必要があります。）	・保育所等入所申込書
	※次のいずれかの書類が必要
	・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
養子縁組を行った場合	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※必要な書類はHPからダウンロードすることもできます。提出については、必ず保育課の窓口で手続きしてください。

2 利用申込みを取下げする場合

早急に保育課に連絡をしてください。その際、交付済の支給認定証は返還していただきます。教育・保育給付認定も同時に取下げとなります。

幼稚園・保育所等位置図



- ★ 保育所
認定こども園
小規模保育施設
- 幼稚園
- 公共施設
- ♥ 支援センター
- ▲ 公園
- ☾ 病児保育施設

綾瀬市認可保育施設一覧

保 育 所

令和3年4月現在

保育所名	定員	公・私	所在地	電話	開園時間			受入可能月齢	延長保育料(参考)
						保育標準時間	保育短時間		
綾南保育園	129名	公立	上土棚南1-4-17	0467-76-0030	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	3か月	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM8:30～PM4:30		
大上保育園	115名	公立	大上6-14-5	0467-77-0323	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	3か月	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM8:30～PM4:30		
つぼみ保育園	110名	私立	深谷中5-20-48	0467-78-0641	(月～金)AM7:15～PM7:30	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	産休明け	0・1歳児 月額:4000円 1回:500円 2歳児以上 月額:2500円 1回:300円
					(土) AM7:30～PM4:30	(土) AM7:30～PM4:30	(土) AM8:30～PM4:30		
吉岡保育園	60名	私立	吉岡1980	0467-78-4324	(月～金)AM7:30～PM7:30	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	産休明け	月額:2,000円～3,000円 1回(30分):200円～300円
					(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM8:30～PM4:30		
おとぎ保育園	150名	私立	早川3067-5	0467-76-3841	(月～金)AM7:00～PM7:30	(月～金)AM7:00～PM6:00	(月～金)AM8:30～PM4:30	産休明け	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:00～PM7:30	(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM8:30～PM4:30		
深谷保育園	90名	私立	深谷上3-1-29	0467-76-8471	(月～金)AM7:00～PM7:00	(月～金)AM7:00～PM6:00	(月～金)AM8:30～PM4:30	産休明け	1～2歳児 月額(30分):3000円 1回(15分):250円 3歳児以上 月額(30分):2000円 1回(15分):250円
					(土) AM7:00～PM5:00	(土) AM7:00～PM5:00	(土) AM8:30～PM4:30		
さくらチャイルドセンター	60名	私立	寺尾西1-13-1	0467-78-8111	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	6か月	月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:30～PM4:00	(土) AM7:30～PM4:00	(土) AM8:30～PM4:00		
綾瀬いずみ保育園	90名	私立	上土棚北4-11-41	0467-55-9696	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	2歳児から	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM8:30～PM4:30		
綾瀬いずみ保育園あす館	35名	私立	上土棚北4-7-49	0467-55-9696	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	産休明け	月額:2,500円、1回:500円
					(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM7:30～PM5:00	(土) AM8:30～PM4:30		
綾瀬ゆめっこ保育園	72名	私立	大上4-2-25	0467-76-0077	(月～金)AM7:00～PM8:00	(月～金)AM7:00～PM6:00	(月～金)AM8:30～PM4:30	6か月	月額:2,500円～20,000円 1回(30分):500円
					(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM8:30～PM4:30		
かえでチャイルドセンター	50名	私立	寺尾台1-12-60	0467-78-0121	(月～金)AM7:30～PM7:00	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	6か月	月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:30～PM4:00	(土) AM7:30～PM4:00	(土) AM8:30～PM4:00		

◎綾瀬いずみ保育園あす館は0歳児～1歳児までの利用になります。2歳児以上は綾瀬いずみ保育園での利用になります。

認 定 こ ど も 園

ピッピこども園	1号 15名 2・3号 105名	私立	吉岡1526	0467-78-5025	(月～金)AM7:00～PM7:00	(月～金)AM7:00～PM6:00	(月～金)AM8:30～PM4:30	6か月	月額:3,000円、1回:300円
					(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM8:30～PM4:30		

小規模保育施設

ぼとふ綾瀬	19名	私立	寺尾西3-11-1	0467-71-1235	(月～金)AM7:30～PM7:30	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	3か月	月額:5,000円、1回(30分)500円
					(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM8:30～PM4:30		
ぼとふ寺尾中	19名	私立	寺尾中1-8-11	0467-84-7064	(月～金)AM7:30～PM7:30	(月～金)AM7:30～PM6:30	(月～金)AM8:30～PM4:30	3か月	月額:5,000円、1回(30分)500円
					(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM7:30～PM6:30	(土) AM8:30～PM4:30		
綾瀬こっこ保育園	19名	私立	寺尾北1-15-11	0467-33-4319	(月～金)AM7:00～PM7:00	(月～金)AM7:00～PM6:00	(月～金)AM8:30～PM4:30	3か月	月額:30分2,500円、1時間5,000円 1回(30分):250円
					(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM7:00～PM6:00	(土) AM8:30～PM4:30		

◎詳細については市役所または各保育所までお問い合わせください。

別表(第4条関係)

保育所等入所選考基準

①基本指数

事由	内 容	点数
就 労	就労時間が1か月に160時間以上	100
	就労時間が1か月に140時間以上160時間未満	90
	就労時間が1か月に130時間以上140時間未満	80
	就労時間が1か月に120時間以上130時間未満	70
	就労時間が1か月に110時間以上120時間未満	60
	就労時間が1か月に100時間以上110時間未満	50
	就労時間が1か月に90時間以上100時間未満	40
	就労時間が1か月に80時間以上90時間未満	30
	就労時間が1か月に64時間以上80時間未満	20
妊娠出産	妊娠・出産 妊娠中であるか又は、出産後間がない	70
疾病・障害	疾病 入院(正常な分娩による入院を除く)	100
	疾病 居宅内療養 常時臥床	90
	疾病 精神性・感染性疾病	80
	疾病 居宅内療養(通院加療)保育が困難と認められるもの	50
	重度(1級2級)身体障害	90
	障害のため保育支障	80
介護看護	常時介護・看護が必要	80
	介護・看護が必要	50
災害復旧	生計中心者	100
	生計協力者	80
求職活動	生計中心者が求職中	80
	上記の世帯以外で、求職中である場合	20
就学	就労の項目に即した点数	20~100
虐待	虐待・DV	100
育休	育児休業中で当該児童が小規模保育事業等を利用しており満3歳になることに伴い保育所等の利用を希望する場合	90
その他	特に入所が必要であると福祉事務所長が認める場合	100

※ 上記表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間(休憩時間を含む)と通勤時間の合計を基本とする。

②保護者ごとの調整指数

障害者(身体障害者手帳等)	10
---------------	----

③世帯ごとの調整指数

ひとり親家庭	20
生活保護家庭	20
虐待・DV	20
生計中心者の失業	20
産後育休明けに復職する	20
育児休業に伴い保育所等を退所している場合	40
両親以外の保護者に養育されている場合	40
就労等していない保育可能な同居人(18歳(高校生は除く)以上65歳未満)がいる場合	-30
市外居住者	-50
現年度保育料滞納がある場合(6か月未満)※1	-50
現年度保育料滞納がある場合(6か月以上)※1	-100
過年度保育料滞納がある場合※1	-100
保護者が市内の認可保育施設に保育士、保健師、看護師、准看護師として在勤、又は在勤予定※2	100
保護者が市内の認可保育施設に栄養士及び調理員として在勤、又は在勤予定※2	40
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	-200

※1 保育料の滞納に関する減点は、督促状の納期限経過後から減点とする。

※2 転園申込みを除く

④児童ごとの調整指数

障害児(療育手帳等)	20
兄弟で入所希望(既に兄弟が保育所に在所している場合の入所希望も含む)	20
1号認定で利用している認定こども園を、保護者の就労状況が変化した等の理由で、2号認定での利用を希望する	20
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児	40
地域型保育事業卒園児で、連携施設以外の施設を希望する	20
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望したが入所することができず、やむを得ず連携施設以外の施設を希望した場合	40
兄弟が在園する施設への転園申込児童	20
認可外保育施設等に有償(月極に限る)で預けている場合	30
上記以外に有償で預けている場合(一時預かり等)	10
他市の保育所等に在所しているが継続して通所できない場合	40
転園希望(ただし、次の場合は除く。他市の保育所等に在所しているが継続して通所できない場合、兄弟が在園する施設への転園、転入を伴う転園)	-30
保育施設へ入所を希望する年度内に内定を辞退した場合(病気等やむを得ない場合を除く)	-20

○選考方法

保護者の状況について父母の①基本指数の合計に②～④の調整点数を加減算する。(ひとり親世帯の場合は、父又は母の基本指数に100点を加算する)

※同点の場合は、まず希望順位の高い世帯の児童から入所させる。それでも優先順位がつかない場合は、以下の項目等により総合的に判断し、特殊事情がある場合はこれを考慮する。

ひとり親家庭等
生活保護世帯
育児休業等
兄弟児が既に在園
収入
保留期間
同じ世帯の保育料滞納の有無
祖父母の状況

保育所等に関するQ & A

※保育所等とは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設をいいます。

1 申込みについて

Q 保育所に入所できたら仕事を始めようと考えていますが、申込みはできますか？

A これから仕事を始めようとする方も利用の申込みができます。ただし、求職で保育所等を利用できるのは入所してから3ヶ月までのため、入所後3ヶ月以内に認定基準を満たす就労等が確認できない場合は、利用ができなくなります。

Q 求職で申込みをしていますが、仕事が決まった場合、保育所に入る事ができますか？

A 点数の高い方から優先して入所の案内をするため、仕事が決まったからといって入所できるとは限りません。申込中に就労を開始する場合は、認可保育施設以外の預け先が必要になります。

なお、保育所の一時預かりや認可外施設等に預ける場合は加点の対象になりますので、P. 8をご覧ください書類を提出してください。

Q 入所できなかった場合は、再度申込みが必要ですか？

A 利用申込書は年度内(3月)まで有効です。有効期間中は毎月入所の選考をします。年度内に入所できなかった方で、引き続き保育施設の利用を希望される場合は、次年度4月の申込みが必要となります。書類配布、申込み期間については綾瀬市の広報やホームページをご確認ください。(例年10～11月頃受付)

ただし、綾瀬市外の保育所等に申込みの場合は、その保育所等のある市町村へご確認ください。

Q 入所申込が保留になっている証明書は毎月もらえますか？

A 「保育所入所保留通知書」は、申込みした最初の月のみ発行します。翌月以降は発行しませんが、希望があれば「入所保留証明書」を発行しますので、希望する場合は保育課保育・学童担当まで御連絡ください。(綾瀬市の規則上定められているのは「保育所入所保留通知書」ですが、どちらも綾瀬市が入所保留であることを証明する公的な書類です。)

Q 申込み前に見学は必要ですか？

A 必須ではありませんが、保育所等で保育内容や方針、実費でかかる費用(給食費、教材費、行事費等)などが異なるため、事前に保育所等に連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。

Q 市外の保育所等を希望する場合、手続きはどうすればよいですか？

A 市内の保育所等の申込みと同様に綾瀬市に申込みをします。申込みが可能かどうか、必要書類、申込みの締切日(市町村により異なります。)を希望する保育所等のある市町村へ確認してください。申込みの後に希望する保育所等のある市町村へ郵送にて利用調整を依頼しますので、締切日の約10日前までにお申込みください。

Q 他市から綾瀬市へ転入予定です。転入前に申込みをすることはできますか？

A 入所希望月の1日までに綾瀬市へ転入することが確認できる賃貸契約書又は、売買契約書の写しなど引越し先の住所と引渡し日が確認できる書類を提出していただくことで申込みことができます。申込みは、お住まいの市町村から行い、転入後に改めて綾瀬市の申込書での申込みが必要になります。

Q 綾瀬市内へ転入予定はありませんが、職場が近いため綾瀬市内の保育施設の申込みはできますか？

A 綾瀬市内で月64時間以上の就労をしていれば申込みことができます。(在勤要件)なお、申込みについてはお住まいの市町村で行います。詳細は、P35「14 綾瀬市外に居住している場合の綾瀬市内の保育施設への申込みについて」を御覧ください。

Q 父母以外の同居者(祖父母等)が綾瀬市に勤めている場合には、在勤要件に該当しますか？

A 該当しません。父母のどちらかの仕事先が綾瀬市にある場合のみ在勤要件に該当します。

Q これから出生予定の子どもの入所申込みをすることはできますか？

A 出生後でなければ入所申込みをすることはできません。出生届提出後に申込みをしてください。

Q 受入可能月齢はどの時点での月齢になりますか？

A 入所希望月の1日に当該月齢に達している必要があります。

Q 夫が単身赴任で別居しています。その場合、保育を必要とする事由を証明できる書類は、子どもと同居している保護者(母)分のみ提出すればよいのでしょうか？

A 保護者が単身赴任等で別居している場合であっても、保護者(父母)それぞれの保育の必要性の事由を確認できる書類が必要です。なお、離婚前提別居中で離婚をしていない場合でも調停通知書等を提出していれば不要です。

Q 申込み書類は早く提出したほうが保育施設に入りやすくなりますか？

A 先着順ではないため、入りやすくなることはありません。

Q 希望園は1つしかないのですが、申込書にはすべて同じ園を書いてよいのでしょうか？また、第1希望から第3希望まですべて埋めなければならないのでしょうか？

A 希望園が1つしかないのであれば、第1希望園の欄のみ記入してください。第1希望から第3希望まで記入する場合は、異なる施設を通わせたい順に記入してください。

Q 疾病が理由で入所申込を行う場合に提出する診断書について、書式はありますか？

A 特に指定する様式はありませんが、内容として、保育ができない旨及び保育ができない期間が記載されている必要があります。

Q 介護・看護で認定を受ける場合、別居の親族でも対象になりますか？

A 介護・看護の対象は、同居又は長期入院している親族となります。同居していない場合には、長期入院していなければ対象になりません。

Q 入所内定決定後に辞退することはできますか？

A 入所内定連絡時にお伝えください。ただし、他の申込者の入所に影響しますので、原則内定決定後の辞退は避けていただき、希望園については必ず通える園のみを記入してください。なお、内定を辞退した場合、申込みをした月の年度内に限り保育所等入所選考基準「P. 14 参照」の調整指数により減点されます。

Q 申込みを取下げたが、やはり申込みが必要になったので、前回提出した書式をそのまま使用することはできますか。

A 提出された書類の返却、取下げの取消しはできません。申込みが必要な場合は、改めて申込書一式の提出が必要です。

Q ひとり親判定になるのはどのような場合ですか。

A 児童扶養手当を受給している場合か、次のとおりです。

離婚	同居（住民基本台帳上）	別居（住民基本台帳上）
協議中（弁護士がいる）	×	○（ひとり親判定）
離婚調停中	×	○（ひとり親判定）
離婚確定	×	○（ひとり親判定）
DV（第三者証明）	○（ひとり親判定）	○（ひとり親判定）

※ひとり親判定となる場合は、ひとり親証明が必要です。（P 8 で必要な書類を確認してください。）

※世帯が別であっても住民基本台帳上同住所地の場合は、同居とみなします。

Q 就労証明書の証明日は、何カ月前まで有効ですか。

A 入所申込月の6か月前まで有効です。（例：4月申込み→10月1日以降の証明日）

Q 第3希望まで申込みをしましたが、どのように調整されますか？

A 点数（P. 14 「保育所等入所選考基準」の指数の合計）の高い方から順番に第1希望の園から調整します。ただし、同点の場合は、希望順位が高い方が優先されることがあります。

○例

希望園 点数	第1希望	第2希望	第3希望
100点	A園	B園	C園
90点	B園	C園	A園
80点	C園	B園	A園

< B園に1人入所可能な場合 >

B園を第1希望にしているのは90点の人だが、点数を優先するので第2希望でB園を希望している100点の人が案内される

Q 幼稚園と認可保育所を併願することはできますか？

A ○施設型給付幼稚園の場合（市内であれば、綾瀬中央幼稚園、ドレーパー記念幼稚園、綾瀬ゆたか幼稚園、ピッピことりこども園（教育））

併願は可能ですが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。認可保育所を利用するための2号認定の申請と保育所等利用の申込みを行うとともに、幼稚園の入所申込みを行っていただきます。最終的に幼稚園に入園する場合、1号認定への切替えが必要になります。

また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園へ必ず連絡してください。

なお、特例として幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を行う場合に限り、2号認定のまま幼稚園を利用することになります。認定こども園を利用している場合は、1号認定を受けながら保育所等の申込みをすることになります。

○私学助成幼稚園の場合（市内であれば、上記の4園以外）

新1号認定（※参照）と2号認定を申請していただきます。保育所等の入所が決まれば新1号認定を取下げいただき、2号認定のみとなります。保育所等の入所が保留になった場合は、取下げの必要はありません。幼稚園に入園が決まった場合は、新1号認定を残し2号認定は取下げとなります。保育課までご連絡ください。

※新1号認定とは、私学助成幼稚園に通っており、保育の必要性の事由に該当しない方が対象になります。

Q 保育所等への入所が内定になりましたが、急遽退職することになりました。その場合でも入所は可能ですか。

A 入所月の1日時点での保育を必要とする事由を点数化し、選考を行っています。そのため、保育を必要とする事由が申込書上と実際に入所する月の1日時点で異なる場合や、転職等により就労時間が変わる場合は、点数が変わってしまう可能性があり、場合によっては内定が取消しとなります。

Q 現在、入所保留になり待機中です。申込みの後に就職しましたが、どうすればよいですか？

A 申込みの後に求職活動から就労に変わった場合や転職した場合は、就労証明書を改めてご提出ください。

その他に世帯状況など（引越し、転職、退職、妊娠等）申込み書類の内容と状況が変わった場合は必要な書類（P.11参照）をご案内しますので、保育課までご連絡ください。

なお、未提出のまま、申込みの内容と実際の状況に相違がある場合、内定が取消しになる可能性がありますので、ご注意ください。

Q 利用調整（選考）の結果はどのように分かるのですか？

A 保育所等への入所が内定した場合は、まず、利用希望月の前月20日頃に電話で面接等についてご案内し、面接後に決定通知をお送りします。

入所保留になった場合、利用希望月の前月25日頃に文書で通知します。なお、この通知は申込みの最初の月のみの発行となります。その後の結果は、内定の場合のみお電話でお知らせします。4月入所（1次）については、内定と保留どちらの場合でも1月上旬頃に通知をお送りいたします。

Q 育児休業中ですが、保育所等の申込みはできますか？

A 申込みは可能です。ただし、お子さんが入所した月の翌月14日までに育児休業から同一職場に復帰することが必要です。また、入所後に育児休業の復帰年月日が記載された就労証明書を提出していただきます。勤務実績が確認できないときは、入所を取消します。

Q 育休時短勤務で復職予定です。優先順位は下がりますか？

A 就労要件の場合、勤務時間と勤務日数により選考を行いますが、この場合の勤務時間とは、雇用契約上の勤務時間を指しますので、一定期間に限り、時短勤務制度を利用する場合でも、不利になることはありません。（元の雇用契約を変更される場合を除く。）

なお、入所後の預かり時間については、実際の勤務時間を元に園で決定しますので、ご注意ください。

Q 育児休業給付金は受け取っていませんが、会社独自の育休をとっています。この場合、「産後育休明けに復職する」加点の対象になりますか？

A 「産後育休明けに復職する」加点については、育児・介護休業法で定められた「育児休業給付金」を給付されている場合に限りです。そのため、会社独自の育休で「育児休業給付金」を給付されていない場合は、加点の対象外となります。

Q 派遣で勤めています。育休復帰後の派遣先は決まっていますが、保育所等の申込みはできますか？

A 就労時間や通勤時間を基に点数をつけるため、復帰先が決まらない場合は、求職活動で選考します。復帰後の派遣先が決まっている場合でも、入所後に申込時に提出した就労証明書の内容と相違がある場合は、原則入所は取消しになりますのでご注意ください。

Q 入所保留となってしまいましたが、いつ頃入所できるか、自分が何番目で待機しているか教えてください。

A 希望の保育所等に空きがない場合、基本的に、既に在園している子どもが退所しないと受入れができないため、いつ入所の案内ができるかは分かりかねます。

また、申込みされている方が何番目かは、毎月新たな申込者がいることから、お答えしていません。

Q 保育所等の空き状況を教えてください。

A 毎月1日現在の入所見込み状況表をホームページに掲載しています。(各月の月上旬頃に更新)ただし、保育士の配置状況により定員に満たなくても入所できない場合や、一方で定員がいっぱいでも、面積要件や保育士の配置基準に余裕があれば、新たに入所できる場合があり、その状況は常に変動します。このため、単純に定員から在籍数を引いた人数が「空き人数」となるわけではありませんので、空き人数ではなく、入所の見込みがあるかを○△×で表示しています。なお、○や△でも上記の理由により入所ができない場合があります。

また、毎月1日現在の保留児童数も、ホームページに掲載しています。(各月の月上旬頃に更新)

2 郵送申込みについて

Q 申込み書類の送付方法について指定はありますか？

A 特に指定はありませんが、申込書類には個人情報に記載されており締切日までに届く必要があるため、郵便事故等を心配される方はレターパックや特定記録郵便等の配送記録が追跡可能な郵送方法で送付してください。

Q 締切日に投函しても間に合いますか？

A 締切日に必着ですので間に合いません。なお、普通郵便でポストに投函すると、市役所に到着するのが郵便局が集配した日の原則翌々日となります。また、土日祝日はカウントしないため、ポストへ投函するタイミングによっては市役所へ到着するのに1週間ほどかかる場合がありますので、御注意ください。

Q 締切日に間に合うと思って郵送したが、間に合わなかった場合はどうなりますか？

A 電話で締切までに間に合わなかったことをお伝えし、翌月の申し込みとして処理します。

Q 申込み書類に不備があった場合はどうなりますか？

A 電話で不備書類についてお伝えし、締切日までに不足書類を提出していただきます。不足書類が提出された日が申込み書類の受付日となりますので、御注意ください。

3 転園について

Q 第3希望の保育所に入所が決まりました。第1希望の保育所に空きが出たら転園できますか？

A いずれかの保育所等に入所が決めた場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。他の保育所等を希望する場合は、改めて転園の申込みをしてください。新規入所の申込みと同様に利用調整を行います。減点の対象になります。(次のQ&Aを参照)

Q 転園の申込みは不利になりますか？

A 既に保育所等を利用して、他の保育所等の利用を希望する場合は、保育所等入所選考基準(P.14参照)の調整指数により減点されます。(兄弟の在籍する保育所等への転園は除く)

Q 現在、育休中で転園を考えています。通常の申込みでは、育休から復帰することが条件になると思いますが、転園の場合でも復帰しなければいけませんか？

A 転園については、通常の入所申込みと同じ取扱いになるため、育休中の方が転園を希望される場合も、育休から復帰し就労することが前提となります。

Q 市外からの転入に伴う転園は、どのように調整されるのですか？

A 転入に伴う転園は、前居住地の園に在籍するための要件（市内在勤等）がないため一定期間で退所しなければならない場合は、加点の対象になります。また、転園の減点の対象にはなりません。

Q 転園が決まりましたが、事情により元の施設へ戻りたいのですが？

A 転園先への内定と同時に元の施設で別の利用希望者が決まっているため、戻ることはできません。

4 入所後の生活について

Q 食物アレルギーや宗教食には対応してもらえますか？

A 食物アレルギーや宗教食への対応は施設により異なりますので、事前に希望される施設へ確認してください。なお、状況によりお弁当を御持参いただく場合もあります。

5 転出・転入について

Q 保育所等に在園中に綾瀬市外へ転出しました。保育所等はそのまま在籍することはできますか？

A 保護者が綾瀬市内で在勤（月 64 時間以上の就労が必要）していれば引き続き在籍できます。在勤要件がない場合は、転出された年度末（次の 3 月）までの在籍となります。なお、転出後も継続して利用するには綾瀬市へ退所届の提出と転出先の市町村で申込みの手続きが必要です。必要書類については転出先の市町村へお問合せください。

Q 転入前の市町村で保育所等に通っていたのですが、そのまま在籍できますか？

A 転入前の園のある市町村に直接お問合せください。なお、在籍できる場合でも手続きが必要となります。必要書類については、保育所の入所申込みと同じ書類一式必要です。（P 6 「5 必要書類について」参照）

Q 綾瀬市外に住んでいて、在勤要件で綾瀬市内の保育施設に在籍していますが、綾瀬市内の勤務先を辞める予定です。いつまで在籍できますか。

A 原則は綾瀬市内の勤務先を辞める月末までです。ただし、同年度内に綾瀬市から転出している場合に限り、年度末まで在籍ができます。

6 産休・育休について

Q 上の子が保育所等を利用中に下の子を出産しますが、上の子の保育所等の利用を続けることはできますか？

A 上の子が保育所等の利用中に下の子を出産する場合、出産予定日の前6週を含む月から、後8週を含む月までは妊娠・出産要件で利用できます。その後、育児休業を取得する場合、下の子が1歳になる月の月末まで利用ができます。原則はこのタイミングで復帰していただきますが、下の子が1歳になる日の前月10日までに保育所等の入所申込みをしていただき、入所保留になった場合は、その年度末まで利用できます。

Q 育休復帰で申込みをして入所が決まったのですが、育休復帰をやめて別の職場に就職してもよいですか？

A 入所選考については、提出していただいた書類をもとに厳正な選考を行っています。育休復帰については、入所選考にあたって優先利用加点の対象となるため、取りやめると選考の条件が変わることから、入所は取消しになりますので、ご注意ください。

Q 上の子が保育所等に在籍していますが、母が下の子の育休を取得するので退所します。育休から復帰するとき、2人の子どもを保育所等に預けたいのですが、優先順位は上がりますか？

A 育児休業により、保育所等を退所した場合、育休復帰時に入所申込みをする際には、加点の対象になります。(加点されるのは、一度保育所等を退所している上の子のみです。下の子は、通常通り育休明けの加点がつきます。)

Q 現在、保育園に上の子を預けていて今後下の子の育休を取る予定です。家庭での保育が可能ですが、保育園に在園することは可能ですか？

A 下の子の育児休業を取得する場合、原則としては保育の必要性がなくなるため退所になります。ただし、保育の継続性を考慮し在籍を希望する場合は在籍が可能です。在籍期間や手続きについては、P24「変更時の手続き方法について」をご覧ください。なお、育休を取得するタイミングで一度保育所を退所し、再度保育所の入所申込みをする場合は、前の答えの通り加点になります。

Q 最近パートで働き始めましたが、妊娠していることが分かりました。育休をとることはできますか？

A 育休の取得については会社やハローワークへお問い合わせください。育休に関しては、保育課ではわかりかねます。

Q 現在、育休取得中で延長したいので保留通知が欲しいです。何月の申込みをすればいいですか。

A 何月分の保留通知が必要かは、会社やハローワークへお問い合わせください。

7 保育料について

Q 保育料以外の費用はかかりますか？

A 施設にとって必要であると認められるものについては、各施設の判断で設定することができます。給食や行事参加のための費用など市が定める保育料以外の費用については希望施設に確認してください。

Q 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A 欠席については、理由や日数に関わらず日割計算はされません（給食費も同様）。また、2ヶ月以上にわたって休む時は退所になります。

Q 保育料の平均値が知りたい。

A 令和4年4月1日時点の保育料の平均値（0～2歳児）は19,949円、0円の保護者を除く22,850円となっています。

Q 3歳になった翌月から保育料は無料になりますか？

A 保育料は年度当初の年齢に応じて決まるため、3歳になった翌年度4月より無料になります。

Q ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A 保育料は保護者の収入が120万円以下の場合、同居の祖父母を含めた市民税所得割額により決定しますので、無料とは限りません。

Q 上の子が企業主導型保育施設、下の子が保育所に在園している場合下の子の保育料の多子カウントはどうなるのでしょうか。2人目として半額になりますか？

A この場合は、多子カウントは2人目としてカウントされるので下の子の保育料は半額になります。多子カウントの対象になる施設等については、P31「4. 保育料の減免等」を確認してください。

8 認定こども園について

Q 認定こども園に教育認定（1号認定）で在籍していますが、母も就労することになったので保育認定（2号認定）に変更できますか？

A 認定こども園に教育認定で在籍していて、保育認定に切替える場合、通常の保育所等の申込みと同様、利用調整がかかるため、希望通りの変更ができない場合があります。なお、教育・保育給付認定については、保育部分に入所が内定したタイミングで1号から2号へ変更させていただきます。

10 利用開始後の注意事項について

1 通常保育時間

保育標準時間利用、保育短時間利用で平日、土曜日の通常保育時間が変わります。(詳細は、P. 13 「綾瀬市認可保育施設一覧」を参照)

※ならし保育について…入所当初、子どもが保育所等に慣れていないため、概ね1～2週間程度、通常保育時間より短い時間の預け時間になります。

※就労時間が終了しているなど、家庭での保育が可能な場合は、保育利用時間内でもお迎えにきてください。

2 延長保育

延長保育は就労時間の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長く児童をお預けになる場合には朝・夕方にご利用いただけます。施設の利用が決定してから各施設で手続きをしてください。延長保育を利用される場合には、通常の保育料とは別に延長保育料が必要となります。(詳細は、P. 13 「綾瀬市認可保育施設一覧」の延長保育料を参照)

3 休園日

日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日まで。

4 利用辞退(退所)

以下の場合、退所する月末までに、速やかに退所届を利用施設、または保育課にご提出ください。この場合、交付済の支給認定証を返還していただきます。

- (1) 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- (2) 転出により綾瀬市に住所を有しなくなったとき。

※引続き同じ保育所の利用を希望される場合でも、一度退所扱いとなり、転入先市区町村で新たに支給認定の申請、及び入所申込みの手続きが必要です。

- (3) 保育所を子どもが概ね2ヶ月以上にわたって休むとき。

※月の初日に在籍があれば、登園状況にかかわらず、その月の1ヶ月分の保育料がかかります。

5 施設変更(転園)

利用開始後に施設変更(転園)を希望する場合は、新規申込みと同様に必要書類一式(P. 6～8参照)を、各月の申込締切日(P. 2参照)までに、保育課の窓口にご提出ください。

施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、利用者を決定するにあたり、保育の必要性の高い児童から利用を承諾することになります。希望施設に受入れの余裕がない等の理由により、ご希望に添えないことがあります。なお、保育の必要性の度合いは新規申込みよりも低く判定されます。(転入に伴う転園、兄弟が在園する園への転園希望は除く。)

また、施設変更の申込みについて、取下げをされない限り毎月利用調整を行います。施設の変更が決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用者をご案内するため、決定後の施設の変更の取消しはできません。変更希望を取下げの場合は早急に保育課にご連絡ください。

6 保育の利用の解除（退所）

心身の状況により集団生活に耐えられない場合や長期欠席（概ね2ヶ月以上）の場合、または保育の必要性が無くなり、認定取消しになる場合は、保育の利用を解除（退所）させていただきます。なお、その際は交付済の支給認定証を返還させていただきます。

7 教育・保育給付認定の変更の届出

支給認定証が交付された後に、就労状況や家族の状況などに変更があった際は、届出が必要になります。届出内容を確認した結果、教育・保育給付認定の変更が生じた場合は新たな支給認定証を交付します。なお、その際は**交付済の支給認定証を返還**させていただきます。

また、認定内容の変更に伴い、保育料にも変更が生じる場合がございますので、状況が変わった際は速やかに届出をお願いします。

8 氏名、住所、勤務先等の変更

次のような場合には、教育・保育給付認定の変更の申請及び、住所等異動届の提出を必ず行ってください。

- ・入所している子ども、保護者又は扶養義務者の氏名、住所等が変更になったとき。
- ・保護者又は扶養義務者の勤務先、又は勤務地が変更になったとき。**この場合は就労証明書を新たに提出してください。**
- ・その他の変更時の手続きはP. 27・28の「11 変更時の手続き方法について」をご参照ください。

9 産休・育休時の在園期間

保護者が産前産後休暇（産休）・育児休業（育休）を取得する場合は、事前に保育課までご相談ください。

育休取得による在園児の継続保育は、育休に係る子が1歳になる月の末日までです。ただし、育休に係る子が1歳になる月の前の月の10日までに入所申込みの手続きを行い、入所保留となった場合は、年度末まで期間を延長できます。

1 1 変更時の手続き方法について

・保育の必要性の事由及び保育の必要量が実態と異なる場合、保育所等の利用ができなくなりますので、変更の際は必ず手続きを行ってください。

・次の表中の「変更内容」が発生しましたら、速やかに手続きを行ってください。

・書類の提出先は、在籍中の市内保育所等又は市役所保育課へ直接お願いします。

・給付認定申請書は、子ども1人につき1枚必要です。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
1	住所の変更（市内転居）	・住所等異動届			
2	住所の変更（市外転居）	・退所届	市内に就労先がある →小学校就学前まで		※転居後も引き続き市内の保育園に通う場合は、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。 ※転居先の保育所を利用又は希望申請を事前に行っている場合、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。
			市内に就労先がない →転居先で転園希望を出すのが条件で、年度末まで		
3	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がない場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで		※自営業又は内勤が確認できる書類 ・個人事業の開業届の写し ・営業許可書の写し ・登記事項証明書の写し ・確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・保育所入所確認調書（在住地域の民生委員の記名及び捺印が必要。 福祉総務課：0467-70-5613 ・その他自営（内職）が確認できる書類
4	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がある場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	標準時間 （月120時間以上働いているとき）	
5	就労時間の変更	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	短時間 （月64時間以上働いているとき）	
6	仕事を探しているとき（求職中）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動中の旨がわかる申立書	原則として3ヶ月	短時間	※申立書は任意様式です。どのように求職活動をしているのか具体的に記載し、申立日と本人の署名捺印してください。
7	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・分娩予定日がわかるもの（母子手帳の写し又は診断書）	出産予定日の前6週間と後8週間を含む月を原則とし、必要な期間	標準時間	※母子手帳の写しは、表紙と分娩予定日が記載されているページ
8	育児休業を取得するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業に伴う継続入所についての申立書	育児に係る子が1歳になる月の末日	短時間	
9	育児休業を延長するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業延長に伴う継続入所についての申立書	年度末まで	短時間	※育休に係る子が1歳になる月の前の月の10日までに入所申込みを行い、入所保留となった場合に適用

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
10	離婚したとき（離婚予定を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 離婚した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は児童扶養手当受給証明書の写し 離婚予定の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・裁判所より発行される離婚協議中である旨が証明できる書類又は、離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など） 			
11	再婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・再婚相手の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類 			
12	氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 			
13	世帯員の変更（増員）のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・新たに世帯員となった者（出生、18歳未満及び65歳以上を除く）の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類 			
14	世帯員の変更（減員）のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 			
15	病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき（病気等で休職の場合も含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書（必要と認める期間を記載）又は障害者手帳 	診断書などで必要と認める期間	標準時間	
16	介護や看護しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書（必要と認める期間を記載） 	診断書などで必要と認める期間	標準時間	
17	震災・火災などの復旧にあたってるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・り災証明書 	復旧状況により必要と認める期間	標準時間	
18	大学、職業訓練校などに通っているとき（通信制を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・学生証（又は在学証明書）又は職業訓練の受講を説明する証明書 ・時間割等就学時間がわかる書類 	就学期間中	標準時間 （月120時間以上就学しているとき） 短時間 （月64時間以上120時間未満就学しているとき）	
19	保育所等を辞めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・退所届 	退所希望日まで（原則月末退所）		

12 保育料について

児童（0歳児～2歳児クラス）が保育所等の利用を開始した場合、毎月、保育料をご納付いただきます。市内の保育所等に通っている方には、保育料通知は利用開始した月の中旬ごろに行い、納付書は施設より手渡しされます。市外の保育所等に通っている方は、郵送でお送りいたします。なお、幼児教育・保育無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は0円となります。

1 保育料算定

保育料の金額は、①保育必要量、②年齢、③両親等の④税額をもとに⑤算定します。

①保育必要量

保育必要量（保育標準時間、もしくは保育短時間）によって保育料が異なります。

②年齢

年度当初の年齢により、保育料を算定します。年度途中で誕生日を迎えても変更になりません。

③両親等

子どもと同一世帯に属し、生計の中心になっている父母又はそれ以外の生計の中心者のことです。子どもの父母（ひとり親世帯については父又は母）の算定に係る課税年度の前年の収入合計額が120万円以下の場合、子ども及びその父母と同居（二世帯住宅を含む）する子どもの祖父母のうち、いずれか課税額が高い方を扶養義務者とし、算定に係る課税額として父母と合算します。

④税額

施設を利用する月に応じて、前年度又は今年度市民税所得割額で決定します。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割、申告特例控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象になりません。これらを控除しない税額で保育料を算定します。

※海外での収入があった場合には、保育料算定上は海外収入を含めて計算を行います。

※政令指定都市の市民税の税率は8%ですが、保育料は旧税率（6%）を用いて算定します。

⑤算定

《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の直系尊属（祖父母等）

	施設を利用する月	市民税該当年度
利用月と 市民税年度	4月から8月まで	① 前年度 市民税額 例：令和5年4月保育料 → 令和4年度市民税で算定
	9月から3月まで	② 当年度 市民税額 例：令和5年9月保育料 → 令和5年度市民税で算定

- ・ 保育料算定にあたって、綾瀬市で市民税が課税されている方は、課税内容を調査させていただきます。
- ・ 所得申告（収入なしを含む）されていない方は、綾瀬市役所課税課で申告手続きが必要です。
- ・ 市民税は、その年の1月1日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、市外に住んでいた方はその市区町村の課税証明書（所得証明書）、またはマイナンバーが必要になります。

（例：令和4年1月1日時点で前市区町村に在住 ⇒ 令和4年度市民税課税証明書は前市区町村で交付）

2 保育料の階層区分

保育料の階層区分の決定は、保護者の市区町村民税所得割額を基に行います。ただし、保育料の算定の際は、所得割額に税額控除は適用されないため、所得割額に税額控除額を含めて階層区分の決定をします。（調整控除などは適用されません。）市区町村税所得割額の確認方法は次のとおりです。

(1) 会社員など勤務先の給与から市県民税を納めている場合

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

給与収入 給与所得 その他の所得計		主たる給与以外の 合算所得区分	総所得金額①	総所得③		山林所得	特別徴収税額⑧
				総所得金額①	山林所得	特別徴収税額⑧	
所得控除		配偶者 扶養 基礎	所得控除合計②	所得割額		調整控除	調整控除額④
				所得割額	調整控除額④		

市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
所得割額⑥	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
所得割額⑥	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
特別徴収税額⑧			

勤務先から6月ごろに渡される『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』で確認できます。

- 税額控除がないとき… 保育料階層区分の決定は市民税の『所得割額⑥』で行います。
- 税額控除があるとき… 保育料階層区分の決定は市民税の『税額控除前所得割額④』から調整控除額を差し引いた額で行います。（調整控除額は税額決定・変更通知書の裏面を参照してください。）

(2) 自営業など自身で申告を行い、市県民税を納めている場合

市民税・県民税 課税明細書

営業等 農産物 不動産 配当 給付所得 雑所得 その他雑 総合課税 一時 総合所得金額 総所得金額 総所得金額等		雑損 医療費 社会保険料・ 小規模企業共済 生命保険料 雑損戻付額・控除 所得割 配当控除 扶養 基礎 合計 総合所得金額 分権長期課税 所得割 調整控除 所得割 調整控除	通知書番号	市民税	県民税
---	--	--	-------	-----	-----

	市民税	
税額控除前所得割額		
調整控除		
配当控除		
住宅借入金特別税額控除		
寄付金税額控除		
外国税額控除額		
所得変動に係る減額・ 配当株割控除		
所得割		
均等割		

綾瀬市から6月上旬に郵送される『市民税・県民税額決定・納税通知書』の『市民税・県民税の課税明細書』で確認できます。

- 税額控除がないとき…保育料階層区分の決定は市民税の『所得割』で行います。
- 税額控除があるとき…保育料階層区分の決定は市民税の『税額控除前所得割額』から調整控除額を差し引いた額で行います。

(3) 会社員で給与所得の他に所得がある等で、(1) (2) の両方の方法で市県民税を納めている場合、階層区分の決定は、(2) の通知書に該当する額で行います。

3 保育料の納付

《保育所を利用される方の納付について》 ※認定こども園、小規模保育施設は除く

保育料の納入期限は毎月末日です。(ただし末日が土・日・祝日の場合は、翌日以降の最初の平日です。)

保育料の納入は、原則として口座振替でご納付いただいております。WEB上で口座振替の登録ができる「Web 口座振替受付サービス」を御利用ください。申請してから振替開始されるまで2ヶ月ほどかかるため、それまでは納付書でご納付いただきます。

「Web 口座振替受付サービス」QRコード



※三菱UFJ銀行は「Web 口座振替受付サービス」が利用できないため、これまで通り口座振替依頼書で手続きをお願いします。(綾瀬市口座振替依頼書を銀行の窓口へ直接提出してください。)

※すでに在園児で口座振替の手続きをされている場合は、きょうだいの入所時に新たに口座振替の手続きをする必要はありません。

口座振替が開始されるまでは、毎月中旬頃に当月分の納付書を、施設を通じてお渡ししますので、お近くの市の指定金融機関でお支払いいただくか、保育料徴収日(月末の指定された日)に施設で直接お支払いください。

市外の民間保育施設に入所の場合には納付書を郵送しますので、お近くの市の指定金融機関でお支払いください。

4 保育料の減免等

- ① 小学校就学前において、対象の施設やサービス(※)を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円としています。

※対象の施設やサービスは次のとおりです。

・認可保育所、幼稚園、認定こども園・地域型保育(小規模保育施設等)・企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設

※特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設を利用している場合は、証明書類の提出が必要となりますので保育課までお問い合わせください。

※企業主導型保育事業ではない認可外保育施設や幼稚園類似施設は対象外です。

② ただし、父母の市民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯については、同一生計の子であれば年齢に関係なく、最年長の子ども（別居監護含む）から数えて上記①が適用されます。

※別居監護とは、住居地が別だが、生計を一緒にしている子どものことです。（例：大学の寮で生活しており、学費や生活費は父母が負担している等）

該当する場合は保育料が変更になる場合がありますので、保育課へ連絡してください。

③ ひとり親家庭、もしくは在宅障がい児（者）のいる世帯で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯については、1人目から0円になります。

5 保育料に関する注意点

- ・ 保育料は必ず、期限までに納付してください。
- ・ 保育料は1か月単位となっています。月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。
- ・ 公立・私立での保育料の違いはありません。（P.33の「保育料徴収額表」をご参照ください。）
- ・ 課税情報の確認が取れない場合は、最高額で保育料を算定します。なお、課税額の確認が取れ次第、当該年度のみ、さかのぼりで保育料の再算定を行います。
- ・ 保育料を滞納した場合は、督促状が発付されます。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、市役所の職員が自宅訪問や電話による催告、財産の調査（金融機関や勤務先への紹会等）等を行い、差し押さえを行うことがあります。
- ・ 認定こども園、小規模保育施設に在園している方の保育料は、施設に納付していただきます。支払い方法については、在園している施設に直接お問い合わせください。
- ・ 市外の公立保育所に在園している方の保育料は、施設のある市区町村に納付していただきます。

○保育料徴収額表＜対象:0～2歳児クラス＞

※幼児教育・保育無償化により3歳児クラスからの保育料は0円となります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			収入の目安	保育料(月額)								"第何子"の算定方法	
階層区分	定義	第1子				第2子				第3子以降			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間 保育短時間			
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等			
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	同居・別居に関わらず、生計を一にしている子どもの年齢順		
B	A階層を除き市町村民税非課税世帯	～約260万円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
C	A階層を除き市町村民税課税世帯であって、その所得割課税の額が次の区分に該当する世帯	1	48,600円未満	～約330万円	7,800円	0円	7,700円	0円	3,900円	0円	3,850円	0円	0円
		2	48,600円以上57,700円未満	～約360万円	10,500円	0円	10,400円	0円	5,250円	0円	5,200円	0円	
			57,700円以上60,700円未満		10,500円	0円	10,400円	0円	5,250円	0円	5,200円	0円	
		3	60,700円以上72,800円未満		13,500円	0円	13,300円	0円	6,750円	0円	6,650円	0円	
		4	72,800円以上77,101円未満		16,500円	0円	16,300円	0円	8,250円	0円	8,150円	0円	
			77,101円以上84,900円未満		16,500円		16,300円		8,250円		8,150円		
		5	84,900円以上97,000円未満	～約470万円	18,000円		17,700円		9,000円		8,850円		
		6	97,000円以上115,000円未満		24,400円		24,000円		12,200円		12,000円		
		7	115,000円以上133,000円未満		28,900円		28,500円		14,450円		14,250円		
		8	133,000円以上151,000円未満		33,300円		32,800円		16,650円		16,400円		
		9	151,000円以上169,000円未満	～約640万円	37,800円		37,200円		18,900円		18,600円		
		10	169,000円以上202,000円未満		42,700円		42,000円		21,350円		21,000円		
		11	202,000円以上235,000円未満		45,700円		45,000円		22,850円		22,500円		
		12	235,000円以上268,000円未満		48,800円		48,000円		24,400円		24,000円		
		13	268,000円以上301,000円未満	～約930万円	51,800円		51,000円		25,900円		25,500円		
		14	301,000円以上325,000円未満		56,000円		55,100円		28,000円		27,550円		
		15	325,000円以上349,000円未満		57,200円		56,300円		28,600円		28,150円		
		16	349,000円以上373,000円未満		58,400円		57,500円		29,200円		28,750円		
17	373,000円以上397,000円未満	～約1,130万円	60,000円		59,000円		30,000円		29,500円				
18	397,000円以上		67,000円		65,900円		33,500円		32,950円				

※児童の年齢は、4月1日現在の年齢が適用されます。

※市民税の所得割額は、保護者の課税額を合算した金額で算定します。4月から8月までは前年度の課税額、9月から翌年3月までは今年度の課税額で算定します。

※「収入の目安」は国の資料を基に作成しています。

1.3 綾瀬市外の保育施設の申込みをする保護者様へ

綾瀬市外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、勤務地から近いなどの立地を理由として、綾瀬市に住民登録のある世帯が綾瀬市外の保育施設を希望することができる場合があります。

※ 郵送での申込みは受付できません。窓口での申込みのみ受け付けます。

申込み前に 希望先市区町村の保育施設利用担当課へ次の事項を必ずご相談ください。

- ① 申込み締切日
- ② 必要書類
- ③ 他市区町村からの申込み制限
- ④ 申込みする際の注意点

教育・保育給付認定の申請と保育所等入所申込みについて

下の必要書類をそろえて、綾瀬市役所保育課の窓口にお越しください。

書類は綾瀬市で受付したのち、希望先の市区町村へ締切日までに届くように郵送しますので、**希望先市区町村の申込み締切日のおおむね10日前までに申込みをしてください。**

必要書類

- ① 給付認定申請書
- ② 保育所等入所申込書
- ③ 児童の状況
- ④ 保育を必要とする事由を確認するための書類（P.7参照）
- ⑤ 該当する場合のみ必要となる資料（P.8参照）
- ⑥ その他、希望する保育施設のある市区町村が必要とする書類

※ 希望先の市区町村の様式での書類提出を求められる場合がありますので、御注意ください。

利用調整について

希望する保育施設のある市区町村で利用調整を行います。ほとんどの市区町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望理由によっては申込みに関制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。

●転出予定の方

転出前に綾瀬市からの申込みをすることが出来ますが、転出後は、改めて転出先市区町村の保育施設利用担当課に申込みが必要となります。手続きをしないと、申込みが継続しないことや、利用承認が取消されることがありますので、ご注意ください。

●申請取下げについて

市外の保育施設申請の必要がなくなったときには、速やかに利用申込み取下げの旨を保育課にご連絡ください。（電話可）

※綾瀬市にお住まいの方が市外の公立保育園を利用する場合は、保育料の納付先が綾瀬市ではなくその市区町村となります。

※里帰り出産で市外の保育施設利用を希望する場合、綾瀬市の保育所等との二重在籍はできませんので、ご注意ください。

1.4 綾瀬市外に居住している場合の綾瀬市内の保育施設への申込みについて

綾瀬市内に転入する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、勤務地から近いなどの立地を理由として、綾瀬市外に住民登録のある世帯が綾瀬市内の保育施設を希望することができる場合があります。

申込みができる条件について

綾瀬市では次のいずれかの場合綾瀬市に住民登録が無くても申し込みができます。

- ・綾瀬市内へ**転入予定**がある場合（申込月の前月までに綾瀬市で住民登録をする必要があります。）
- ・綾瀬市内の勤務地で**父母どちらかが月64時間以上の就労**をしている場合

教育・保育給付認定の申請と保育所等入所申込みについて

下の必要書類をそろえて、**住民登録のある市区町村保育施設担当部署**へ提出してください。

書類は住民登録のある市区町村で受付したのち、綾瀬市へ締切日までに届くように郵送しますので、**綾瀬市の申込み締切日のおおむね10日前までに**申込みをしてください。

必要書類

- ① 住民登録のある市区町村で保育施設の申込みに必要な書類一式
- ② 売買契約書や賃貸借契約書等、物件の住所及び引き渡し日が記載された書類

利用調整について

綾瀬市で利用調整を行います。就労要件での申込みの場合減点となります。(P14「保育所等入所選考基準」内「市外居住者」に該当) 転入予定の場合は減点されませんが、同点で並んだ場合は綾瀬市民を優先します。

●転入予定の方

転入後は、改めて綾瀬市保育課に**申込みが必要**となります。手続きをしないと、申込みが継続しないことや、利用承認が取消されることがありますので、ご注意ください。

●申請取下げについて

綾瀬市内の保育施設申請の必要がなくなったときには、速やかに利用申込み取下げの旨を住民登録のある市区町村保育施設担当部署にご連絡ください。

※綾瀬市外にお住まいの方が綾瀬市内の公立保育園を利用する場合は、保育料の納付先が住民登録のある市区町村ではなく綾瀬市となります。

※里帰り出産で綾瀬市内の保育施設利用を希望する場合、他市町村の保育所等との二重在籍はできませんので、ご注意ください。

15 ファミリーサポートセンター事業

子育ての支援を受けたい人（利用会員）と子育ての支援を行う人（援助会員）が会員として登録し、地域において相互に有償で助け合う活動を支援する事業です。

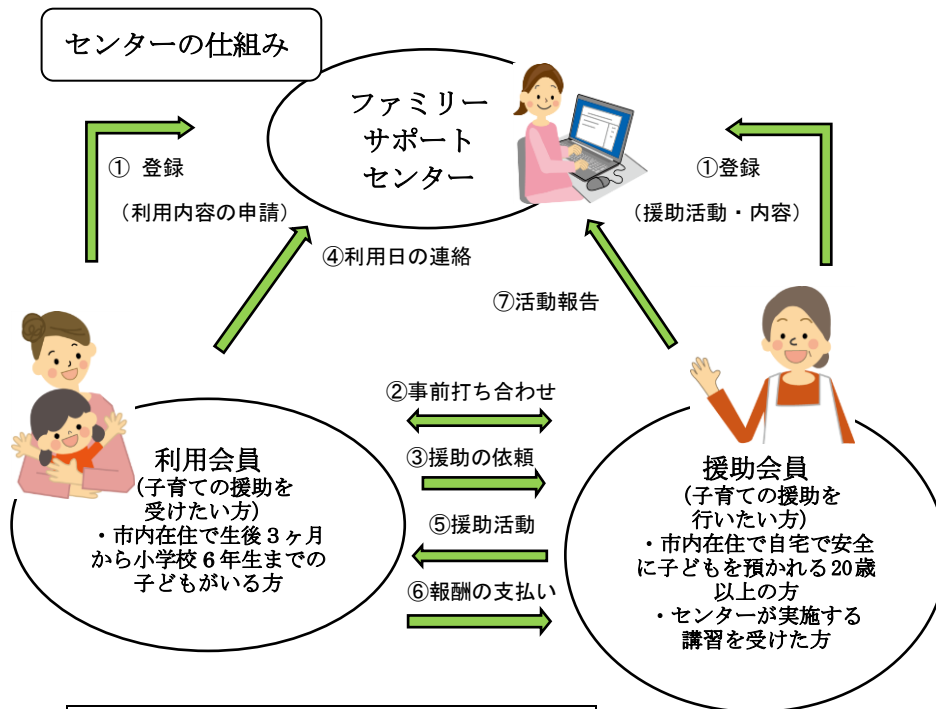
活動の内容

生後3ヶ月から小学校6年生までのお子さんについて、援助会員の家などで次の援助活動を行います。

- ・ 保育施設等（保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど）へ子どもの送迎を行うこと。
- ・ 保育施設等の開始前や終了後に子どもを預かること。
- ・ 保育施設が休みのときに子どもを預かること。
- ・ 冠婚葬祭や買い物等で外出が必要な時に子どもを預かること。
- ・ その他、利用会員の必要な援助。

※援助できない内容

- ・ 風邪などの症状がある場合。
- ・ 保護者の代わりに子どもを医療機関に連れて行くこと。
- ・ 体調悪化等の理由により保育施設等から迎えの連絡があった場合、保護者の代わりに迎えに行くこと、など。



活動時間と料金

- ・ 月曜日から日曜日の6時30分から20時まで。(祝祭日含む、1月1日から3日、12月29日から31日までを除く)
- ・ 料金は、月曜日から金曜日が1時間につき700円で、土曜日、日曜日、祝祭日が1時間につき1,000円となります。

ファミリーサポートセンター事務局

所在地：〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10

保健福祉プラザ2階 子育て支援センター内

電話：0467-77-1121

業務時間：平日8時30分から17時まで。

内容：会員登録、援助活動の報告及び活動内容のお問い合わせ。

登録料金：無料

16 一時預かりサービス

保護者の疾病・通院・看護・冠婚葬祭の他、兄弟等の学校行事や地域活動等で一時的に保育が困難になる場合やリフレッシュ目的で利用できるサービスです。下記の6園で実施しています。なお、綾南保育園・大上保育園は市内在住者のみ利用可能です。

※保育所等に在籍している方は、一時預かりサービスのご利用はできません。

保育場所	対象児童	保育時間	利用料		
			3歳未満児	3歳以上児	その他
綾南保育園 252-1114 綾瀬市上土棚南 1-4-17 0467-76-0072 0467-76-0030	0歳(生後3ヶ月経過後)から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,300円 4時間を超え8時間以内で2,600円	・年齢区分は保育利用日の満年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は前払い
			3歳以上児	4時間以内で1,000円 4時間を超え8時間以内で2,000円	
大上保育園 252-1104 綾瀬市大上 6-14-5 0467-77-0323	0歳(生後3ヶ月経過後)から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,300円 4時間を超え8時間以内で2,600円	・年齢区分は保育利用日の満年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は前払い
			3歳以上児	4時間以内で1,000円 4時間を超え8時間以内で2,000円	
さくらチャイルドセンター 252-1136 綾瀬市寺尾西 1-13-1 0467-78-8111	2歳児以上(4月1日で2歳以上)から小学校就学前まで	9時00分～16時00分の間の必要な時間	2歳児	600円(1時間毎)	・おやつ代 2歳児:午前、午後各1回分50円 3歳以上児:午後1回分50円 ・給食代 300円 ・利用料はお迎え時精算
			3歳以上児	500円(1時間毎)	
おとぎ保育園 252-1123 綾瀬市早川 3067-5 0467-76-3841	0歳(生後6ヶ月経過後)から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,400円 4時間を超え8時間以内で2,800円	・年齢区分は4月1日時点の年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料はお迎え時精算
			3歳以上児	4時間以内で1,200円 4時間を超え8時間以内で2,400円	
綾瀬いずみ保育園 252-1111 綾瀬市上土棚北 4-11-41 0467-55-9696	0歳(生後3ヶ月経過後)から小学校就学前まで	9時00分～17時00分の間の必要な時間	3歳未満児	4時間以内で1,400円 4時間を超え8時間以内で2,800円	・年齢区分は4月1日時点の年齢 ・給食、おやつ代を含む ・利用料は指定口座から引き落とし
			3歳以上児	4時間以内で1,200円 4時間を超え8時間以内で2,400円	
綾瀬ゆめっこ保育園 252-1104 綾瀬市大上 4-2-25 0467-76-0077	0歳(生後6ヶ月経過後)から小学校就学前まで	8時30分～17時00分の間の必要な時間	4時間以内 1,500円 4時間を超え8時間以内 3,000円	・給食、おやつ代を含む ・利用料はお迎え時精算	

※保育内容や申込み方法等、詳細については直接施設へお問合せください。

17 病児保育施設について

病児保育とは、子どもが病気で保育所や小学校などに通えないが、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭で保育ができない場合、一時的に子どもを預かり、保育を行うものです。

<対象者>

入院の必要がなく、症状の急変は認められないが、集団保育や家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育施設の利用が可能とされた次のいずれかに該当する方

- ・ 満1歳以上から小学校6年生までの市内に住所を有する児童
- ・ 市内の認可保育所、小規模保育施設、認定こども園又は幼稚園に在籍している満1歳以上の市外に住所を有する児童

施設名	病児保育室ぽとふ
定員	1日3人まで
電話番号	0467-71-1236
利用可能日時	月曜日～金曜日（祝日、振替休日、年末年始を除く） 8時30分～17時15分
利用料	1日2,000円（生活保護世帯は免除。必要に応じて、利用料の他に実費がかかる場合あり）

<利用手順>

1. 事前登録

利用日前に病児保育事業利用登録申込書と同意書を記入し、保育室へ電話後、事前登録をしてください。

2. 仮予約

保育室に電話で空き状況を確認し、仮予約（3日以内）をしてください。仮予約は、利用希望日の前日（土・日曜日・祝日、振替休日、年末年始を除く）までに行ってください。当日でも受け付けできる可能性があるので相談してください。

3. 医療機関受診

医療機関を受診する際、病児保育事業診療情報提供書を持参して記入してもらってください。診療情報提供書の有効期間は、7日間（記載日を含む。土・日曜日・祝日、振替休日、年末年始を除く）です。発行されない場合、保育室は利用できません。子どもが市内在住の場合、診療情報提供書は保険診療（月1回まで）となります。

4. 本予約

診療情報提供書発行後、利用希望日の前日までに保育室に電話で本予約（3日以内）をしてください。その際、診療情報提供書に記入されている病名・症状などを伝えてください。

5. 保育室利用

病児保育事業利用申込書と診療情報提供書を保育室に提出してください。当日は子どもの状態を確認するので、時間に余裕を持って来ててください。診療情報提供書が発行されていても、子どもの状態によっては利用できない場合があります。

<持ち物>

必ず必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・病児保育事業利用申込書・病児保育事業診療情報提供書・保険証・母子健康手帳・手拭き、バスタオル、着替え（下着類含む）、ビニール袋、昼食・おやつ（やむを得ない場合は、有料でレトルト食品などの提供も可能）など
必要に応じて持ってくるもの	薬、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶、粉ミルク、飲み物、よだれ掛け、食事用エプロン、コップやストロー付きマグなど

※全て名前を記入してください

<注意事項>

- ・保育中に子どもの症状が悪化するなど保育の継続が困難になった場合は、保育室から連絡をするので、終了予定前でも迎えに来てください。
- ・緊急と判断したときは、医療機関で治療をすることがあります。その際に発生した医療費などは保護者負担です。症状急変時は救急搬送の対応を行います。

18 企業主導型保育施設について

企業主導型保育施設とは、企業が主体となり、国の補助を受け設置・運営する私設保育施設（認可外保育施設）です。運営は従業員等が利用する事業所内保育事業を基本に、企業の判断で地域枠を設定し、従業員以外の子どもの受入れを行う場合があります。

綾瀬市には地域枠のある企業主導型保育施設が4施設あります。

施設名	定員 (地域枠)	所在地	電話番号	開所時間	サービス内容
不二保育園	10名	早川城山 2-13 -5	0467-78 -6628	8時40分受入れ開始 9時～18時（月～日） ※祝日を含む	月極契約
ベストキッズ 綾瀬保育園	9名	寺尾西1 -1-1 カーサふ じみ野1 13	0467-40 -4275	8時00分～19時00分 （月～土） ※祝日を除く	月極契約
こぐま保育園	5名	寺尾北3 -12- 32 武内歯科 医院2階	0467-78 -3578	7時～19時（月～土） ※祝日を除く	月極契約
ふれあい綾瀬 保育園	9名	深谷中1 -4-1 3	0467-71 -1135	7時30分～18時30分 （月～土） ※祝日を除く	月極契約 定期契約 一時預かり

保育内容や申込み方法等、詳細については直接施設へお問合せください。

19 市内幼稚園一覧（順不同）

R4.4.1現在

園名	綾瀬幼稚園	綾南幼稚園	綾瀬すぎの子幼稚園	綾瀬こぼと幼稚園	春日幼稚園
所在地	寺尾西2-9-50	上土棚中1-10-6	落合北5-22-11	大上9-15-20	吉岡1360
電話番号	0467-78-0001	0467-76-0007	0467-78-4187	0467-78-4110	0467-78-2320
FAX番号	0467-78-0703	0467-76-0010	0467-78-8029	0467-78-4144	0467-78-9933
定員	290名	300名	140名	135名	280名
クラス数	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	満3歳児 1クラス 年長 3クラス 年少 3クラス 年中 3クラス	年少 1クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス
開園時間 (月～金曜日)	9:00～14:00	9:00～14:00	9:00～14:00	8:05～14:00	8:45～14:00
休園日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日
入園料	110,000円	30,000円(進級時に施設維持費30,000円)	95,000円	98,000円	100,000円
保育料月額	30,000円	27,000円(年少28,000円)	25,000円	28,500円(年少30,000円)	30,000円
バス送迎の有無 送迎地域・費用	有り・綾瀬市内、海老名市の一部 45,000円/年	有り・市内及び藤沢市、大和市一部 3,465円/月	有り・綾瀬市内、大和市の一部 3,600円/月	有り・綾瀬北部、海老名市、大和市一部 54,000円/年(12ヶ月分 月割)	有り・綾瀬市内及び周辺地区 3,500円/月
給食・弁当の有無・費用	園内調理 給食有り(ご飯は持参) 給食費は徴収無し	給食有り 1食310円毎週月曜全員・その 他の曜日は希望者 弁当有り	給食有り 週3日 弁当有り 週2日	給食有り 1食310円 弁当有り 毎週金曜日・遠足等	給食有り 週3日(1食340円飲物含む) 弁当有り 週2日
学期内の 預かり 保育	実施曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	実施時間	園終了～17:00	園終了～18:00	園終了～17:00	園終了～18:00
	費用	1回800円	1時間200円	1日900円(1時間300円)	1時間250円
長期 休みの 預かり 保育	実施期間	夏休み中15日程度	お盆の約1週間を除く7月20日～8月25日 年末年始を除く12月27日～1月6日 3月23日～4月3日	無	夏休み(お盆期間も実施)・冬休み・春休み 年末年始を除く(12月28日～1月3日)
	実施時間	9:00～16:00	8:45～15:30		8時00分～18時00分
	費用	1回1,000円	30分100円		8時00分～12時00分 1,000円 以降1時間ごと 250円
					8:00～12:45(午前) 12:45～18:00(午後)
					午前1,000円 午後1,000円

※入園料、保育料は、学年や入園時期で変わる場合がありますので御注意ください。 ※綾瀬こぼと幼稚園、春日幼稚園については、2歳児預かりを実施しております。詳細は、各園にお問い合わせください。

※長期休みの預かり保育については、毎年変更します。

19 市内幼稚園一覧（順不同）

R4.4.1現在

園名	りょうせい幼稚園	綾瀬ゆたか幼稚園(施設型給付)	綾瀬中央幼稚園(施設型給付)	ドレーパー記念幼稚園(施設型給付)	
所在地	吉岡1526	寺尾本町3-12-26	深谷上6-12-43	寺尾北2-17-47	
電話番号	0467-78-5012	0467-78-1794	0467-76-2920	0467-78-1550	
FAX番号	0467-78-5011	0467-78-3366	0467-76-2925	0467-79-3746	
定員	240名	280名	120名	75名	
クラス数	年少 3クラス 年中 3クラス 年長 3クラス	年少 2クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 2クラス 年中 2クラス 年長 2クラス	年少 1クラス 年中 1クラス 年長 1クラス	
開園時間 (月～金曜日)	8:30～14:00	8:30～14:00	8:30～14:00	8:45～14:00	
休園日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日	土曜日・日曜日・祭日・夏、冬、春休み・開園記念日・その他園長が認めた日	土曜日・日曜日・祭日	
入園料	90,000円	100,000円	0円	90,000円(年少) 60,000円(年中)	
保育料月額	26,000円	0円	0円	0円	
バス送迎の有無 送迎地域・費用	有り・綾瀬市、海老名市、藤沢市 3,300円/月	有り・綾瀬市内及び周辺地区 3,700円/月	有り・綾瀬市内 3,500円/月	無し	
給食・弁当の有無・費用	給食有り (希望給食制月・木・金 320円/1食) 弁当有り	給食有り 1食300円 弁当有り 週1回水曜日	給食有り 8月を除き 3,400円/月 弁当有り 毎週水曜日	希望給食(1食300円) 弁当有り	
学期内の 預かり 保育	実施曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	
	実施時間	14:00降園日 14:00～18:00 11:30降園日 11:30～18:00	園終了後～17:00	8:00～8:45 園終了後～17:30	
	費用	14:00降園日 600円 ※チケット制(3,600円分 11:30降園日 900円 を3,900円で前売り)	1時間400円 (保険+おやつ代を含む)	200円～800円	1時間200円
長期 休みの 預かり 保育	実施期間	7月21日～8月10日 8月16日～8月31日	7月25日～7月29日 8月1日～8月5日	2学期始業式前の1週間程度 12月:小学校登校日に合わせて2、3日程度 3月:小学校登校日に合わせて2、3日程度	夏休み中15日程度 冬休み、春休み中、各3日程度
	実施時間	8:30～18:00 9:30～15:00	9:00～14:00	9:00～18:00	9:00～16:00
	費用	8:30～18:00 1,200円 ※チケット制 9:30～15:00 900円(上に同じ)	1時間400円	時間にかかわらず1回1,000円	1時間200円

※入園料、保育料は、学年や入園時期で変わる場合がありますので御注意ください。 ※綾瀬こぼと幼稚園、春日幼稚園については、2歳児預かりを実施しております。詳細は、各園にお問い合わせください。

※長期休みの預かり保育については、毎年変更します。